

令和8年度 伊奈中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

1 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまで、学校において、様々な取組が行われてきた。しかし、いじめを背景として、社会では生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめ防止のためには「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、いじめが子どもの心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。また、いじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての生徒がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめを根絶できるよう、未然防止に努める。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人一人多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち、いじめ防止に取り組むことが重要となる。

本校では、すべての生徒がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、安心して学校生活を営むことができるよう、「いじめ防止対策推進法」、「国のいじめ防止等のための基本的な方針」、「茨城県いじめ防止基本方針」、「つくばみらい市いじめ防止基本方針」に基づき、「伊奈中学校いじめ防止基本方針」を定める。

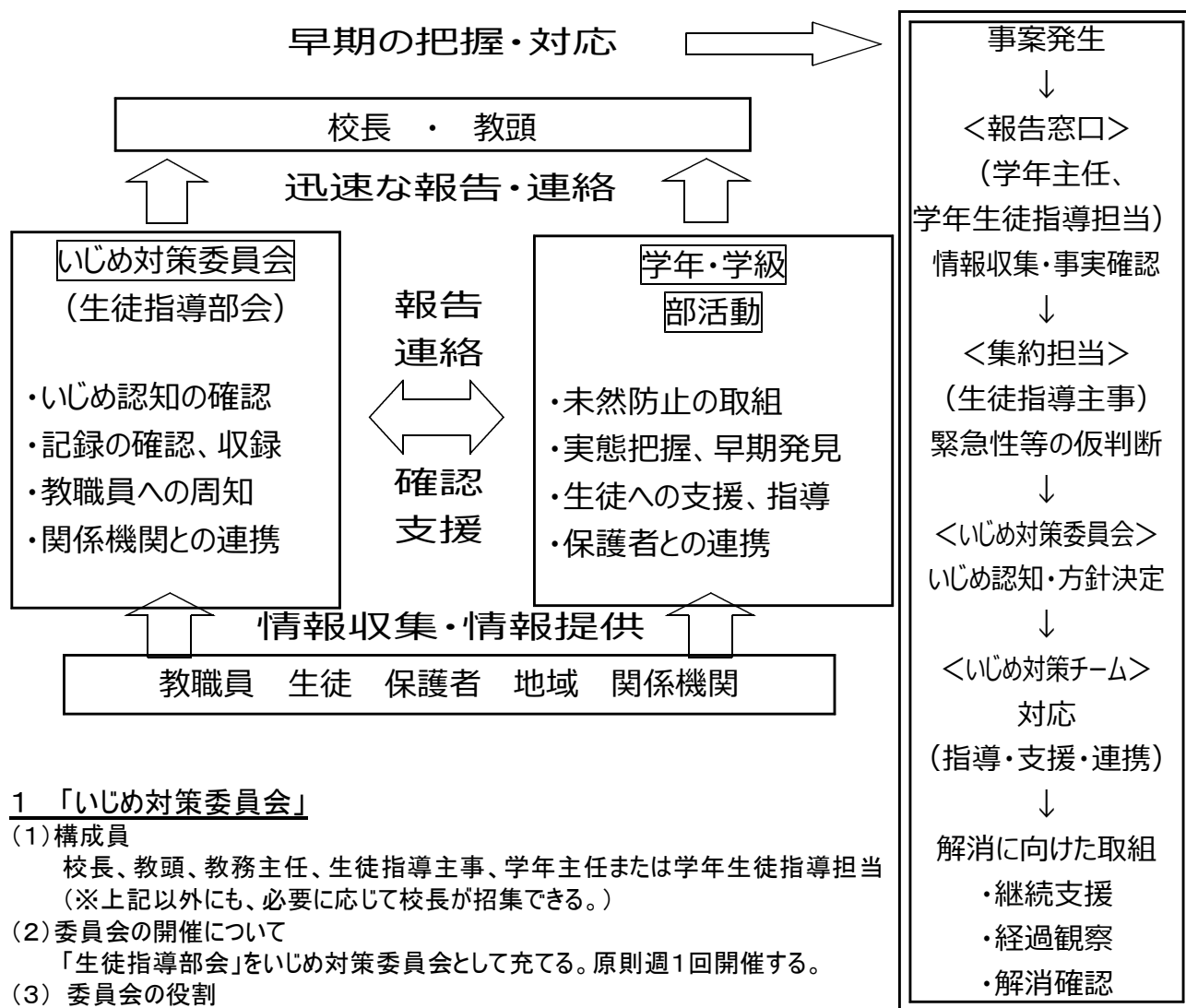
2 いじめの定義 『いじめ防止対策推進法第2条第1項』

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

－具体的な事例－

- ・冷やかしかからかい、悪口、脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返される。
- ・意図的な仲間はずれ、集団からの無視。
- ・遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる。
- ・金品を強要される。
- ・物を盗まれたり、隠されたりする。
- ・PCや携帯電話、スマートフォンで誹謗中傷される。

2 いじめ防止のための組織と対応



1 「いじめ対策委員会」

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任または学年生徒指導担当
(※上記以外にも、必要に応じて校長が招集できる。)

(2) 委員会の開催について

「生徒指導部会」をいじめ対策委員会として充てる。原則週1回開催する。

(3) 委員会の役割

- ① いじめ認知、いじめ対応方針の決定
- ② いじめ対応について基本方針(未然防止、早期対応、対処等)、年間計画の決定
- ③ 外部機関、専門機関との連携(市総合教育支援センター、市教育委員会、警察等)

2 いじめの認知と早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合は、いじめについての事実確認、情報収集を行う。
- (2) 学年主任または学年生徒指導担当、生徒指導主事を通じて速やかに管理職に報告する。
- (3) 「いじめ対策委員会」により、いじめの認知について判断し、対応を協議する。
- (4) いじめをやめさせること、その再発を防止することを重視する。
- (5) 安心して授業を受けたり、学校生活を送ったりすることができるように必要な対応をとる。
- (6) 事実に関する情報を関係保護者、関係機関と共有する。
- (7) 必要に応じて教育委員会や警察など、関係諸機関との連携を図る。

3 いじめ対応（未然防止、早期発見、対処等）のための取組

1 未然防止のための取組

(1) 学級経営、教科指導の充実

- ①分かる授業、できる授業の実践に努め、成就感や充実感をもてる授業の実践を目指す。
- ②授業での協働的な学びの場を設定し、お互いのよさを認め合い、尊重し合える学級経営の実践を目指す。
- ③学級活動や学校行事を通じて、自己肯定感を高め、お互いを認め合う学級・学年づくりを目指す。
- ④日常の学校生活を通じて、生徒間のよりよい人間関係づくりを推進するとともに、教師による声かけや働きかけにより、信頼関係を構築する。

(2) 道徳教育の充実

- ①道徳の授業を通して、道徳的な価値観を学び、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- ②すべての教育活動を通して道徳教育を実践する。

(3) 生徒の実態把握といじめ防止の啓発

- ①生徒会活動を通じて各学級でいじめ防止の決意「笑顔をつなげる志」を作成し、いじめをしない、させないという意識を高める。
- ②様々な場面で生徒の実態把握に努め、居心地のよい学級づくりに努める。
- ③携帯電話・スマートフォン等の所持や家庭でのルール状況等の現状把握に努めるとともに、正しい使用法等のモラル教育を実践する。また、家庭への啓発も積極的に行う。

2 いじめ早期発見のための取組

(1) 生徒・保護者との相談体制の整備

- ①客観的なアセスメントとしてのQ-Uの実施（年2回）
- ②生活アンケートの実施（月1回）
- ③生徒との面談の実施（随時）
- ④三者面談の実施（7月、11月）
- ⑤スクールカウンセラーによる教育相談の実施（年間10回程度） ※希望者
- ⑥伊奈中学校オンライン相談窓口の開設、各種相談窓口の周知

(2) 職員の資質向上と情報の共有

- ①職員会議、生徒指導部会、教育相談部会、学年会等による情報共有
- ②校内研修の充実

3 いじめに対する対処

- (1) いじめの有無についての事実確認、情報収集後、「いじめ対策委員会」により、いじめの認知した際、対応を協議する。
- (2) いじめをやめさせること、その再発を防止することを重視する。
- (3) 安心して授業を受けたり、学校生活を送ったりすることができるように必要な配慮を行う。
- (4) 事実に関する情報を関係保護者、関係機関と共有する。
- (5) 必要に応じて教育委員会や警察など、関係諸機関との連携を図る。

4 いじめ重大事態への対処

1 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められる場合。
 - (2) いじめにより生徒が相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ※いずれも生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合を含める。

2 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関（特に警察への通報等）との連携を適切にとる。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめ防止に関する年間計画

| 月 | 実施内容 | 指導のポイント |
|----------------|---|---|
| 4月 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の確認 ・いじめ対策に関する共通理解 ・学級開き、学級のルールづくり ・「笑顔をつなげる志」の作成 ・PTA総会 ・配慮を要する生徒の共通理解 ・SNS安全利用講習 ・学校生活アンケート ・SCとの連携 ・性教育講演会の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・全校でいじめ防止の取り組みを行うために職員間で共通理解を図る。 ・いじめをしない、させないための学級の決意づくり。 ・保護者へのいじめ防止のための基本的な方針の説明。 ・これまでの事案や関係についての情報共有 ・ネットやSNSを安全に利用方法について講習を行う。 ・生徒の悩み、いじめ被害についての把握 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回Q-Uの実施 ・学警連との連携 ・学校生活アンケート ・SCとの連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係に変化が表れやすい時期であるため、普段からの観察に加えて、客観的なアセスメントとしてQ-Uを実施する。 |
| 7月 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室 ・SOSの出し方についての教育の実施 ・生命の安全教育の実施 ・夏の三者面談の実施 ・自殺予防、各種相談窓口の案内 ・第1回Q-U結果の分析 ・学校生活アンケート ・SCとの連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期休みに向けて、悩みや各種被害についての相談窓口を周知する。夏休みの過ごし方について、指導する。 ・保護者との面談を行い、学校家庭間の情報共有を行う。 ・夏休み明けの生徒の様子の変化に注意する。 ・Q-Uの結果分析を教育活動に生かす。 |
| 9月 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート ・体育祭の実施 ・薬物乱用防止教室の実施 ・SCとの連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事に向けて、生徒が主体となって活動できるよう支援する。 ・1学期を振り返り、生徒指導上の課題を職員間で共有し、2学期へつなげる。 |
| 11月 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・稲穂祭の実施 ・第2回Q-Uの実施 ・秋の三者面談の実施 ・自殺予防、各種相談窓口の案内 ・第2回Q-U結果の分析 ・学校生活アンケート ・SCとの連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回Q-Uを実施し、学級の間人間関係の変化を確認する。 ・学級の間人間関係が変わる時期なので、面談を通して学校家庭間の情報共有を行う。 ・冬休みの過ごし方について、指導する。 ・Q-Uの結果分析を教育活動に生かす。 |
| 1月 2月 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・学警連との連携 ・自殺予防、各種相談窓口の案内 ・学校生活アンケート ・SCとの連携 ・いじめ防止基本方針の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・冬休み明け、児童の様子の変化に注意する。 ・新年度へ向けて職員による教育活動の振り返りを参考に、次年度に向けた準備を進める。 ・春休みの過ごし方について、指導する。 ・本年度の取り組みを振り返り、よりよいいじめ対応について改善を図る。 |